



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 オ カ モ ト 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岡 本 邦 彦
(コード番号：5122 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 田 中 祐 司
(TEL 03-3817-4121)

管理職従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において当社の管理職従業員（以下、「対象管理職」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する目的

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入済みですが、今回その対象者を拡大するものです。

本制度は、対象管理職に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度は、対象管理職に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象管理職に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象管理職との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、あらかじめ定められた期間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式を無償で取得するものといたします。

なお、譲渡制限付株式付与の具体的な時期や金額等の詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以 上